

## 令和2年度 国の予算・制度等に関する要望

### 1 公共建築物等の維持管理に関する要望事項

令和元年6月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」という）が改正され、第7条第5項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。今回改正された品確法の趣旨が来年度予算・制度等に反映されますよう、以下のとおり要望します。

ア 前回の品確法改正時には、厚生労働省より「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月）や「建築物衛生行政の適正な運営について」（平成28年4月）の通知が発せられました。今回も都道府県、区市町村に対し同様の通知を発出いただき、品確法の趣旨の徹底と建築物衛生行政の適正な運営に関する指導を徹底していただきたい。

イ 国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取り組み状況について調査を行い、結果を公表しております。今年度も国・特殊法人等・地方公共団体3,862箇所を調査対象としております。厚生労働省に於かれましても、役務の調達に関して調査をして頂き結果の公表をお願いしたい。

ウ 低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

### 2 その他の制度改正

#### (1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成29年4月より500人以下の企業においても労使が合意すれば週労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上、勤務期間1年以上を対象としております。

本年6月に開催された第118回社会保障審議会医療保険部会の資料「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」によると、本年9月末までに被用者保険（年金・医療）のさらなる適用拡大について検討するとしており、また令和元年8月27日厚生労働省より公表された「財政検証」においても試算を実施し、短時間労働者の社会保険適用拡大を急ぐ構えをしております。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性の雇用、パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっておりますが、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続く中、事業主負担の更なる

増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週 20 時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりにかねません。社会保険適用拡大の際は、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

## **(2) 最低賃金の引き上げへの対応について**

8 月末に厚生労働省から今年度の東京都の最低賃金を 28 円 (2.84%) 引き上げ、本年 10 月 1 日より 1,013 円とする旨の発表がありました。

最低賃金の改定時期が年度途中のため、前年の金額で人件費を積算し落札した場合には、契約額が改定されない場合は最低賃金の上昇が著しく経営を圧迫することとなります。

平成 29 年 7 月、「国等は、特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務(清掃等)に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し、対応するよう努めるものとする。」との閣議決定がありました。

公共工事契約に関しては、国土交通省は「『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」(平成 31 年 2 月 22 日)を公表し、労務単価の改定に伴う工事請負代金の変更協議について特例措置を定めました。

人件費割合が高く、複数年の契約の多い建築物の維持管理業務においては、労務単価の上昇を受託者の内部努力で解消するのは、甚だ困難と言わざるを得ません。

公共工事同様に最低賃金のスライド適用の対象となるよう各行政機関、地方公共団体において、契約当初に引き上げを見越した予定価格の設定、若しくは見直しの制度の改正をお願いしたい。

## **(3) 障がい者雇用への支援策について**

平成 30 年 4 月より障害者雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げられ、令和 2 年度末までに 2.3% に引き上げることが決まりました。また対象企業は平成 30 年度には従業員 50 人以上から 45.5 人以上に引き上げられ、令和 2 年度末までには 43.5 人以上に見直すことになりました。

昨年 8 月、中央省庁の障害者雇用の水増しについて頻繁に報道されましたが、その後の採用により本年 6 月時点では 2.4% になったとの発表がありました。依然法定雇用率 2.5% には達しておらず、障害者雇用率の向上が難しいことの一面を示しているように思われます。当業界は、身体障がい者だけでなく知的障がい者等を雇用し、障がいのある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障がい者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

ア 知的障がい者を雇用する場合は、必ずサポーター(補助者)の配置を必要としますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーターの経費を見積もる余地がありません。サポーター経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

イ 現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にあり

ません。厚生労働省の一部部局では、競争入札の参加資格として障害者雇用率の導入に取り組まれておりますが、国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いしたい。

ウ 障がい者が従事しやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障がい者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンス会社における障がい者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願いしたい。

以 上